

○奈良県農業総合研究センター研究評価委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第七十三号

〔奈良県農業総合研究センター研究第三者評価会議規則〕をここに公布する。

奈良県農業総合研究センター研究評価委員会規則

(平二六規則七六・令八規則二九・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）

第二条の規定に基づき、奈良県農業総合研究センター研究評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二六規則七六・令八規則二九・一部改正)

(組織)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 前号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(平二六規則七六・令八規則二九・一部改正)

(任期)

第三条 前条第二項各号に掲げる者である委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二六規則七六・令八規則二九・一部改正)

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(平二六規則七六・一部改正)

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、審査をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(平二六規則七六・一部改正)

(部会)

第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 部会長は、部分の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(令八規則二九・追加)

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平二六規則七六・一部改正、令八規則二九・旧第六条繰下)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、奈良県農業総合研究センターにおいて処理する。

(平二六規則七六・一部改正、令八規則二九・旧第七条繰下・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(平二六規則七六・一部改正、令八規則二九・旧第八条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月三十一日までとする。

附 則 (平成二六年規則第七六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県農業研究開発センター研究評価委員会規則第二条第二項及び第三条の規定は、この規則の施行の日後最初に委嘱し、又は指定する委員から適用する。

附 則（令和八年規則第二九号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。